

平成 28 年 10 月 21 日

各位

株式会社KATEKYOグループ
代表取締役学院長 瀧澤邦雄

公正取引委員会からの勧告について

弊社は、本日、公正取引委員会から消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段（買ったたき）の規定に違反する行為が認められるとして、再発防止策など社内体制の整備を求める勧告を受けました。

1. 学習指導業務における指導報酬単価について

消費税を含む額で指導報酬単価を定め業務委託契約を締結している教師に対し、平成26年4月1日の消費税率引き上げに際し、当該単価に消費税率引き上げ相当分を上乗せせず、同年3月31日までと同額に定めて平成27年9月分まで支払いました。業務委託契約について、契約条項に税率の変更があっても内税による報酬総額は変わらない旨の一文を加え、平成26年3月に業務委託契約を締結した上で、これまでと同額の指導報酬単価で支払っていた行為が、消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段（買ったたき）に該当すると判断されたものです。

2. 教室施設の賃借料に関して

消費税を含む額で賃借料を定め賃貸借契約を締結している家主様のうち、平成26年3月末までに消費税率引き上げ分を上乗せするよう申し出なかった家主様に対し、平成26年4月分以降の賃借料について消費税率引き上げ相当分を上乗せせず、同年3月分までの賃借料と同額の賃借料を平成28年1月分まで支払いました。本来、家主様の申し出の有無に関わらず適切に処理すべきところを怠り、消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段（買ったたき）に該当すると判断されたものです。

弊社は、消費税転嫁対策特別措置法に対する認識が不十分であったことはもとより、業務委託契約における消費税の取り扱いについて誤った解釈を行っておりました。中小企業庁からの立入検査の結果を踏まえまして、買ったたきとされた全ての教師の皆様、全ての家主様に対して消費税率引き上げ分相当額のお支払いをすでに完了しております。

この度は、対象家主様はじめ、教師の皆様、関係者の皆様にはご心配とご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。今回の勧告を真摯に受け止め、勧告の内容および消費税転嫁対策特別措置法について、社内での意思統一を図るだけでなく、法令に対する理解認識を深め、再発防止および法令順守の体制整備に努める所存でございます。

本件に関する問い合わせ先： 株式会社KATEKYOグループ

福島県家庭教師協会 林 泰洋 0248-27-7755